

鎌倉市エネルギー実施計画

平成 27 年3月
鎌 倉 市

平和都市宣言

われわれは、
日本国憲法を貫く平和精神に基いて、
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、
全世界の人々と相協力してその実現を期する。
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、
ここに永久に平和都市であることを宣言する。
昭和33年8月10日

鎌倉市

鎌倉市民憲章

制定 昭和48年11月3日

前文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本文

- わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

鎌倉市エネルギー実施計画(案)

目次

	ページ
1章 鎌倉市エネルギー実施計画策定の趣旨	
1節 背景	1
2節 目的	1
3節 位置づけ	2
4節 計画期間	4
5節 基本的な考え方	5
2章 エネルギーに係る実施施策	
1節 取組みの体系と施策分類	11
2節 施策一覧およびリーディングプロジェクト	12
3節 市の施策と市内事業者等の取組み	15
基本方針1 省エネルギーの推進	15
基本方針2 再生可能エネルギー等の導入促進	33
基本方針3 効率的なエネルギー利用の促進	41
基本方針4 低炭素まちづくりの推進	53
3章 鎌倉市エネルギー実施計画の推進	
1節 推進体制	67
2節 進行管理	68
【巻末資料】	
(1) 鎌倉市省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する条例	71
(2) 鎌倉市エネルギー実施計画策定に係るワークショップ開催結果	74
(3) 用語解説	81

